

広島県告示第六百三十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百六十七條の五第一項及び第六百六十七條の十一第二項の規定によつて、平成二十年度において広島県警察本部が実施する道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一條の八第一項の規定による放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務（以下「確認事務」という。）を委託するための一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び資格審査の追加申請手続等を次のとおり定めた。

平成二十年七月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 業務の種類

道路交通法第五十一條の八第一項の規定による確認事務

二 競争入札に参加できない者

- 1 政令第六百六十七條の四第一項及び第二項各号の規定のいずれかに該当する者
- 2 広島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- 3 道路交通法第五十一條の八第一項の規定による広島県公安委員会の法人登録（以下「法人登録」という。）を受けていない者

三 入札参加資格とその審査方法

入札参加資格は、広島県の定める審査基準によつて、次に掲げる事項を総合審査し、点数化した結果、合計点数が高い順にA、B、C、D及びEの五段階に区分して定める。

- 1 営業年数
- 2 従業員数
- 3 年間売上高
- 4 純資産額
- 5 流動比率

四 入札参加資格審査の申請手続

1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (一) 競争入札参加資格申請書（様式第一号）
- (二) 経営状況調査票（様式第二号）
- (三) 広島県内の事業所一覧表（様式第三号）
- (四) 登記事項証明書（写し可）
- (五) 印鑑証明書（写し可）
- (六) 広島県税の納税証明書（写し可）
- (七) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）
- (八) 最近の決算一年分の損益計算書及び貸借対照表
- (九) 定型郵便封筒（審査結果通知用。八十円切手ちよう付、送付先記載のこと。）

- (十) 官製はがき（次回更新手続通知用。送付先記載のこと。）
- 2 申請用紙及び申請要領の入手方法
 - (一) 広島県の入札参加資格のホームページ（<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1168316457407/index.html>）からダウンロードする。
 - (二) 広島県総務局財務部財産管理課（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号「広島県庁舎本館三階」）で直接受け取る。
 - (三) 郵送によって請求し入手する。この場合は、返信用の封筒（角型二号〔長さ三十三センチメートル×幅二十四センチメートル〕に返送先を明記し、百四十円切手をちよう付して、前記(二)の広島県総務局財務部財産管理課に請求すること。
- 五 申請書等の作成に用いる言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 六 申請書等の提出期間
平成二十年八月四日（月）から平成二十年八月十一日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 七 申請書の提出先及び提出方法
広島県総務局財務部財産管理課（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号「広島県庁舎本館三階」）に、郵送又は持参によって提出すること。持参の場合は、午前八時三十分から午前十二時まで及び午後一時から午後五時までの間、随時受け付ける。
- 八 入札資格の有効期間
この告示による資格審査によって認定された入札参加資格の有効期間は、認定の日から平成二十一年三月三十一日までとする。
- 九 入札参加資格の取消し
資格の条件を満たさなくなった場合又は申請手続において重要な事項について虚偽の記載をしたこと若しくは事実の記載をしなかったことが判明した場合には、入札参加資格の取消しを行う。
- 十 審査結果の通知
審査の結果（認定の可否及び五段階評価）は、文書によって各申請者に通知する。
- 十一 その他
 - 1 外国籍事業者が申請する場合の提出書類について
 - (一) 申請書の住所欄には本店の所在する国名・所在地を記載すること。ただし、日本国内に主な事業所（支社等）がある場合にはその所在地を記載すること。
 - (二) 押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。
 - (三) 登記事項証明書については、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書類をもって代えることができる。
 - 2 法人登録についての詳細は、広島県警察本部交通部交通指導課駐車管理室（電話「〇八二」二二八―〇一一〇「内線七〇五―四一一」）に問い合わせること。

十二 問い合わせ先

広島県総務局財務部財産管理課（電話（〇八二）五一三―二三一五〔ダイヤルイン〕
〒七三〇―八五一 広島市中区基町一〇番五二号〔広島県庁舎本館三階〕）